



排出量見える化事業 補助金のご案内

宍粟市では、市内に事業所を有する中小企業の方が自社の温室効果ガス排出量を見るためのツールを導入した場合、そのツールの導入費用の一部を助成します。

1. 対象者

市内に事業所を有し、事業活動を行っている中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者のうち公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「GHG 排出量算定サービス導入補助金」の交付決定を受けた者。

※ いずれも市税の滞納のない方に限ります。

※ 補助金交付は1回限りです。

中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者の分類	
業 種	従業員規模・資本金総額
製造業・建設業・運輸業・その他業種	300人以下、または3億円以下
卸売業	100人以下、または1億円以下
サービス業	100人以下、または5000万円以下
小売業	50人以下、または5000万円以下

2. 対象となるツール

- ・温室効果ガス排出量の算定方法がGHGプロトコルに適合するものであること。
- ・契約内容が、サプライチェーン排出量（スコープ3を含む）の算定を行うものであること。

3. 補助対象経費

GHG 排出量排出量算定サービス導入補助金交付事業の補助対象となるサプライチェーン排出量（スコープ3を含む）の把握並びに削減に資するシステムの月額使用料で、市長が必要と認めた額。

※上記の費用に係る消費税は対象外とします。

※市外事業所と同時にツールを導入する場合は従業員数で按分した市内事業所分が対象です。

※無料期間を除き、3月末までに3ヵ月以上有料で利用いただく必要があります。

4. 補助金額

県の補助対象経費に補助率を乗じた額から、県の補助金を引いた額（上限月額1万円）

【例1：月額使用料3万円の場合】 ➡ 県と市の補助金総額は 1万5千円です

補助金総額の限度額：3万円×1/2=1.5万円

県補助金：3万円×1/2=1.5万円→上限1万円

市補助金：3万円×1/2-1万円=5千円

県の上限額は月額1万円です

市は補助金限度額1.5万円と、県の上限額1万円との差額、5千円を支給します。

【例2：月額使用料4万円の場合】 ➡ 県と市の補助金総額は 2万円です

補助金総額の限度額：4万円×1/2=2万円

県補助金：4万円×1/2=2万円→上限1万円

市補助金：4万円×1/2-1万円=1万円

県の上限額は月額1万円です

市は補助金限度額2万円と、県の上限額1万円との差額、1万円を支給します。

※月額使用料が4万円を超える場合は、補助金限度額が県の上限1万円と市の上限1万円に達するため、合計2万円になります。

※ 1,000円未満の端数は切捨てです。

5. 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（水）まで

※ 上記の期間内であっても、補助金予算の残額がなくなった時点で、受付を終了します。

6. 申請の方法

【提出書類】

記入書類	添付書類
① 補助金等交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 同意書 ⑤ 役員等名簿	⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※個人の場合は開業届出書・確定申告書の写し ⑦ 見える化ツールの仕様及び契約内容が確認できる書類（契約書写し等） ⑧ 補助対象経費の内訳が確認できる書類（見積書の写し等） ⑨ 公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「GHG 排出量算定サービス導入補助金」の交付決定通知書の写し ⑩ その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

サービス提供事業者との契約後 60 日以内に森林環境課の窓口へ持参してください。

7. 実績報告の方法

【提出書類】

記入書類	提出書類
① 補助事業等実績報告書 ② 事業報告書 ③ 収支決算書	④ 補助対象経費の支払を証明する書類（請求書及び領収書、振込票等） ⑤ 温室効果ガス排出量の算定結果（スコープ別内訳）が確認できる書類 ⑥ その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

事業完了後 30 日以内または令和7年3月28日（金）のいずれか早い日までに、森林環境課の窓口に持参または郵送してください。

8. 留意事項

- 申請者は補助事業に関する書類、帳簿等を整備し、事業完了の翌年度から5年間保存する必要があります。
- 市長が補助金の交付に関して必要があると認める場合は、補助事業者等に対して報告を求め、書類等の検査や、補助事業者の事務所等に立ち入って帳簿などの調査を行う場合があります。
- 申請に当たっては、宍粟市補助金等交付規則および宍粟市排出量見える化事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- CO₂削減効果などの検証のため、アンケート調査にご協力をお願いすることがあります。

【担当窓口・書類提出先】

宍粟市役所 産業部 森林環境課 環境企画係

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 （宍粟市役所 本庁舎2階）

電話：0790-63-3065 FAX：0790-63-1282 メール：kankyokikaku-kk@city.shiso.lg.jp